

- 9 くらしの相談(税金滞納)
- 10 地域要望現地調査
- 11 くらしの相談(多重債務)
- 12 くらしの相談(生活保護)
- 13 公民館審議委員会
- 14 地区議員会議
- 15 議会活動レポート準備



# 渡辺かずゆき 活動レポート 133

## 日本共产党

日本共产党直方市委员会が、見解を発表しましたので紹介します。  
2025年10月19日 直方市溝堀3丁目3-32 電話(22)5011 FAX (22)3810

◆直方市議会9月定例議会は9月26日に最終本会議が開催され、執行部提案議案はすべて可決され閉会しました。渡辺かずゆき市議が行った一般質問、議案質疑などを順次紹介します。

## 公益通報者保護制度の機能化を 体制を整備し市政の不正等の未然防止へ！

9月定例市議会で行った「行政機関における公益通報者保護制度」についての一般質問要旨は以下のとおりです。

### 質問の主な内容

【質問】様々な経過を経て「公益通報者保護法」が制定されたが、その制定過程と意義について。

【市答弁】2000年代初頭に企業不祥事が相次ぎ、多くが事業者内部の労働者による通報で発覚したことから、通報者が不利益な取扱いを受けない制度として2004年に制定された。その後、通報者の不利益をなくすための義務化や保護範囲の拡大、事業者による体制整備義務化などの改正が行われ現在に至っている。

【再質問】公益通報に対する直方市の体制はどうなっているか。

【市答弁】①職員からの内部通報については、「直方市職員の公益通報の処理に関する要綱」に基づき、法令に違反し、又は違反するおそれがあり、公益を害し、又は害するおそれがある事実を知り得た時は、人事担当課を通じて市長に対し、公益通報をしなければならない。と義務付けている。

②外部からの通報については、「直方市公益通報取扱要綱」を定めており、外部の労働者からの公益通報を受け付ける窓口は、通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限に関する課が担当課となる。受付後は必要な調査や報告、相談があった場合の助言等を行うことになっている。

【再質問】今年の5月22日、消費者庁参事官通知とはどういうものだったか。

【市答弁】行政機関に対して、外部の労働者等からの公益通報に対し、適切に対応するために必要な体制の整備その他必要な措置をとることを改めて求めるものであった。

【再質問】2年続けての職員の不祥事、今後このようなことを起こさないためにも、「公益通報者保護制度」を有効に機能させるべきではないか。

【市答弁】昨年の職員逮捕が起きる前は公益通報に関する制度について、ほとんど認識がない状態であった。今年の事件を機に公益通報に関する事を改めて理解することができた。今後、二度と不祥事を起こさないためにも、公益通報者保護制度の認知度を上げ、不正に対する自浄効果や抑止効果を組織内で高めていきたい。

《市議団の見解》 ■「直方市職員の公益通報の処理に関する要綱」の目的は、通報者の保護を図るとともに、適法かつ公正な市政の運営に資することを目的としている。通報に対する直方市の体制は不十分で、早急な体制整備が求められる。■この制度を有効に機能させていくことは、職場でお互いに監視しあうということではなく、答弁にあった、「不正に対する自浄効果や抑止効果を組織的に高めていく」ことが目的なので、そのことを徹底して進めていくことが必要であると考える。

